

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育職員免許法及び児童福祉法などに定められた規定に基づいて教育課程の編成を行っているが、保育者養成に関わる外部の委員などが参画する「教育課程編成委員会」を組織からの助言を活用するとともに、各実習及び就職先となる、幼稚園及び保育所・社会福祉施設等と密接な連携体制を確保して、教育内容の充実を図る。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等)に活かすことを目的としている。当委員会での議論を学内の教務委員会等で報告し、教育課程の編成に活かしている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
阿部 光佑	全国幼稚園教員養成機関連合会 顧問	平成30年4月1日～平成31年3月31日(1年)	①
山本 慎介	わかたけかなえ保育園 園長	平成30年4月1日～平成31年3月31日(1年)	③
児島 康夫	川越キングス・ガーデン 理事	平成30年4月1日～平成31年3月31日(1年)	③
帆苺 猛	学校法人彰栄学園 理事長・彰栄保育福祉専門学校 校長	平成30年4月1日～平成31年3月31日(1年)	②

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(7月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 平成29年7月8日 13:30～14:00

第2回 平成30年3月10日 11:00～12:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

- ①東京都職業訓練生の受け入れ体制について意見交換を行い、学生のより良い学習環境を構成するための検討課題を明らかにした。
- ②教員養成施設再指定申請及び保育士養成課程の見直しに関連して、教育課程変更予定の具体的内容について意見交換を行った。今後の課題として、教育課程変更の趣旨や内容について、教員同士が共通理解をし、教育の質の向上を図ることがあげられた。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

教員養成機関指定基準及び指定保育士養成施設の指定及び運営の基準についてなどに基づき、地域に密着し本校の教育方針を十分に理解して実習生を受入れ、教育の実績がある幼稚園及び児童福祉施設を選定している。

また、各実習指導担当者は、実習期間中に実習生の日誌などの個別指導を行い、知識・技術などの習得状況の確認及び評価を行う。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

企業等での実習は、観察実習・参加実習・指導実習と段階的に行い、保育・教育計画の体系の理解、子ども理解、保育者の職務内容の理解等を図る。実習中は、教員による巡回指導を行い、実習先の担当指導教員と連携して指導にあたる。実習先からの評価表をもとに、教科担当教員が総合評価を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
教育実習	24日間を春期と秋期の2期に分けて実施する。春期は観察実習・参加実習を中心に指導実習を行う。秋期は参加実習・指導実習を中心に進められる。実習期間を通して、毎日実習日誌をつけ、保育の計画立案から準備、実践のすべてを体験的に学ぶ。	幼稚園
保育実習Ⅰ-保育所	保育所及び保育所以外の児童福祉施設などで、保育・養護の一日の流れを理解し、観察や関わりをとおして、利用者のニーズを理解する。実習期間を通して、毎日実習日誌をつけ、保育の計画立案から準備、実践のすべてを体験的に学ぶ。各実習において、生活や援助など一部分を担当し、援助計画及び保育・養護技術を習得する。また、職員間のチームワークや家庭・地域との連携、安全及び疾病予防への配慮について理解する。	児童福祉施設(保育所)
保育実習Ⅰ-施設		児童福祉施設(保育所を除く)
保育実習Ⅱ	保育所において、実習園の状況により参加実習・責任実習を行う。Ⅰ期で習得したことを踏まえ、保育士として必要な資質・能力・技術の更なる向上をめざす。	児童福祉施設(保育所)

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

「一般社団法人全国保育士養成協議会」(略称:保養協)と「全国幼稚園教員養成機関連合会」(略称:全幼教)等の年次総会、保養協「保育士養成研究所」が主催する研修講座、保養協「全国保育士養成セミナー」等、本校が加盟する関係団体が主催する会議、講座等に参加し、最新の行政情報や各種課題についての情報を収集するとともに、専門的な知識等の修得に努めている。また、学園に設けられている「彰栄表現研究所」が主催する保育講座等に教員が参加し、保育実践に関する具体的な知識や技術の修得に努めている。

さらに、保育実習実施期間中は全専任教員が全実習先を巡回訪問し、実習先の施設長や実習担当者と面談することを通じて、保育現場が直面している諸課題や保育者養成上の要望などについて理解を深め、教育に反映させるよう努めている。

なお、研修については、教員会等において報告することを通じて、成果の共有化を図っている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「全国幼稚園教員養成機関連合会 春季定期総会」(連携企業等:全国幼稚園教員養成機関連合会)

期間:平成29年6月9日(金) 対象:幼稚園教員養成機関教職員

内容:文部科学省初等中等教育局教職員課専門官尾白泰次氏より「教育職員免許法の改正と教職課程コアカリキュラムについて」講演が行われた。

研修名「全国保育士養成協議会 総会」(連携企業等:全国保育士養成協議会)

期間:平成29年6月10日(土) 対象:保育士養成施設教職員

内容:厚生労働省による行政説明が行われ、保育行政の現状等について説明があった。

研修名「全国幼稚園教員養成機関連合会 秋季定期総会」(連携企業等:全国幼稚園教員養成機関連合会)

期間:平成29年10月26日(木)～27日(金) 対象:幼稚園教員養成機関教職員

内容:「文部科学省実地視察、保育士養成課程指導調査」についての研修会が行われた。全幼教ホームページ作成の企業より、ホームページ状況についての報告が行われた。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「全国保育士養成協議会 保育士養成研究所第1回研修会」(連携企業等:全国保育士養成協議会)

期間:平成29年6月25日(日) 対象:保育士養成施設教職員

内容:「今後の保育士養成のあり方～実習指導の強化と保育所保育指針の改定」と題して、基調講演、厚生労働省による行政説明、シンポジウム等が行われた。

研修名「全国保育士養成協議会 全国保育士養成セミナー」(連携企業等:全国保育士養成協議会)

期間:平成29年9月1日(金)～3日(日) 対象:保育士養成施設教職員

内容:「こども・生きる・あそぶ～子どもの最善の利益を保障する保育者～」と題して、基調講演、厚生労働省による行政説明、シンポジウム、分科会、研究発表等が行われた。

研修名「全国保育士養成協議会 関東ブロック協議会セミナー」(連携企業等:全国保育士養成協議会)

期間:平成30年1月27日(土) 対象:保育士養成施設教職員

内容:「新保育指針と新たな保育士養成課程の方向性」と題して、講演と情報交換会が行われた。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「全国幼稚園教員養成機関連合会 春季定期総会」(連携企業等:全国幼稚園教員養成機関連合会)

期間:平成30年6月8日(金) 対象:幼稚園教員養成機関教職員

内容:文部科学省初等中等教育局教職員課専門官尾白泰次氏より「幼稚園教員養成機関の指定申請等について」講演が行われた。

研修名「全国保育士養成協議会 総会」(連携企業等:全国保育士養成協議会)
 期間:平成30年6月9日(土) 対象:保育士養成施設教職員
 内容:厚生労働省による行政説明が行われ、保育行政の現状や新保育士養成課程等について説明があった。

研修名「全国保育士養成協議会 関東ブロック協議会総会」(連携企業等:全国保育士養成協議会)
 期間:平成30年6月16日(土) 対象:保育士養成施設教職員
 内容:「保育者養成の魅力ー教員の協働のあり方」と題して、シンポジウムがあった。

研修名「全国幼稚園教員養成機関連合会 秋季定期総会」(連携企業等:全国幼稚園教員養成機関連合会)
 期間:平成30年10月25日(木)～26日(金) 対象:幼稚園教員養成機関教職員
 内容:幼稚園教員養成機関の指定申請等に関する研修会を実施予定。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「全国保育士養成協議会 保育士養成研究所第1回研修会」(連携企業等:全国保育士養成協議会)
 期間:平成30年6月24日(日) 対象:保育士養成施設教員
 内容:厚生労働省による行政説明、「新保育士養成課程に基づく授業展開」と題したシンポジウム、分科会等が行われた。

研修名「全国保育士養成協議会 全国保育士養成セミナー」(連携企業等:全国保育士養成協議会)
 期間:平成30年9月14日(金)～16日(日) 対象:保育士養成施設教員
 内容:「保育新時代における保育者養成ー子どもと保育者、共に豊かな時を生きるためにー」と題した基調講演、シンポジウム、分科会、研究発表等が行われる予定。

研修名「全国保育士養成協議会 保育士養成研究所第3回研修会」(連携企業等:全国保育士養成協議会)
 期間:平成31年2月24日(日) 対象:保育士養成施設教員
 内容:「新保育士養成課程に基づく授業展開」に関する研修会を実施予定。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

企業関係者や卒業生等からなる学校関係者評価委員会を設置し、「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき自己評価を行う。自己評価結果は、「自己点検・自己評価報告書」にまとめ、教職員等で共有することにより教育活動や学校運営の改善に活かす。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	理念・目的・育成人材像
(2)学校運営	運営方針・事業計画・運営組織・人事・給与制度・意思決定システム・情報システム
(3)教育活動	目標の設定・教育方法・評価など・成績評価・単位認定など・資格・免許の取得の指導体制・教員・教員組織
(4)学修成果	就職率・資格・免許の取得率・卒業生の社会的評価
(5)学生支援	就職など進路・中途退学への対応・学生相談・学生生活・保護者との連携・卒業生・社会人
(6)教育環境	施設・設備など・学外実習、インターンシップなど・防災・安全管理
(7)学生の受入れ募集	学生募集活動は、適正に行われているか・入学選考・学納金
(8)財務	財務基盤・予算・収支計画・監査・財務情報の公開
(9)法令等の遵守	関係法令、設置基準などの遵守・個人情報保護・学校評価・教育情報の公開
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献・ボランティア活動
(11)国際交流	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

- ①学生相談員による学生への支援について意見交換を行い、退学者減少へ寄与するためのより良い支援体制について助言をいただき、学校運営の改善に活かした。
- ②各委員に実際に保育科の授業を見学して、その授業内容等について助言をいただき、授業方法等の改善に活かした。
- ③「自己点検・自己評価報告書」の作成に当たり、各委員から助言をいただいた。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
児島 康夫	川越キングス・ガーデン 理事	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	企業関係者
鈴木 一伸	ニッ橋愛隣幼稚園 副園長、第79回卒業生	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	企業関係者
山本 慎介	わかたけかなえ保育園 園長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	業界団体関係者
阿川 裕孝	公立小・中学校 元校長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	教育関係者
津村 利治	彰栄幼稚園 園長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物)

URL: <http://www.shoei.ac.jp/>

公表時期 2018年8月

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」を踏まえ、「自己点検・自己評価報告書」等を公開したり、年2回発行の彰栄新聞や学校パンフレット等を企業等に配布したりすることによって、本校の教育活動や学校運営について理解いただく。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	校長名・所在地・連絡先等・学校の沿革など・学校の特色(教育活動、カリキュラム、教職員など、施設・設備、学習環境など)・教育目標・運営方針・教育指導計画・学校行事計画
(2) 各学科等の教育	入学者選考の方針・方法・定員数・入学者数及び在学者数・教育課程など・進級及び卒業の要件等(成績評価及び卒業・進級基準)・取得資格・卒業者数及び卒業後進路状況
(3) 教職員	教職員数・教職員の組織及び専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育への取組み状況・企業などとの実習などの取組状況・就職支援への取組状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況・課外活動などの状況
(6) 学生の生活支援	学生支援への取組状況
(7) 学生納付金・修学支援	学生募集・納付金の取扱・就学支援の内容
(8) 学校の財務	資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表
(9) 学校評価	自己点検自己評価報告書・学校関係者評価による改善方策
(10) 国際連携の状況	-
(11) その他	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物)

URL: <http://www.shoei.ac.jp/>